貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年3月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第35号

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例(昭和44年鳥取県条例第35号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後 改正前

知事は、次の表の左欄に掲げる貸付金の貸付けを受 知事は、次の表の左欄に掲げる貸付金の貸付けを受 けた者(以下「借受者」という。)が同表の中欄に掲|けた者(以下「借受者」という。)が同表の中欄に掲 げる免除の条件に適合する場合は、それぞれ同表の右げる免除の条件に適合する場合は、それぞれ同表の右 欄に掲げる免除の範囲内においてその返還に係る債務 欄に掲げる免除の範囲内においてその返還に係る債務

を免除することができる。

を免除することができる。 貸付金の種類 免除の条件 免除 貸付金の種類 免除の条件 免除 の範 の範 井 井 略 略 専修 専修 社会に有 借受者が死亡したとき、 債務 社会に有 借受者が死亡したとき、 債務 学校|用な人材を|又は精神若しくは身体に著|の全 学校|用な人材を|又は精神若しくは身体に著|の全 等奨 育成するた しい障害を受けたため貸付 部又 等奨 育成するた しい障害を受けたため貸付 部又 学資 め、県内の 金を償還することができな は-学資 め、県内の 金を償還することができな は-同和関係者 くなったと認められると 部 同和関係者 くなったと認められると 部 金 金 の子等で、き。 の子等で、き。 専修学校、 専修学校、 各種学校又 各種学校又 は学校教育 は学校教育 法(昭和22 法(昭和22 年法律第26 年法律第26 号)第1条 号)第1条 に規定する に規定する 学校(専修 学校(専修 学校及び各 学校及び各 種学校を含 種学校を含 む。)以外 む。) 以外 の教育施設 の教育施設 (学校教育 (学校教育 に類する教 に類する教 育を行うも 育を行うも ので、当該 ので、当該 教育を行う 教育を行う につき同法 につき同法

以外の法律 に特別の規 定があるも のに限 る。) で、 知事が専修 学校又は各 種学校に準 ずると認め るもの (修 業年限が1 年以上で専 修学校に類 する教育を 行うものに 限る。) に 進学する能 力を有しな がら経済的 な理由によ り進学後修 学が困難な ものに対し て貸し付け る資金

以外の法律 に特別の規 定があるも のに限 る。)で、 知事が専修 学校又は各 種学校に準 ずると認め るもの(修 業年限が1 年以上で専 修学校に類 する教育を 行うものに 限る。) に 進学する能 力を有しな がら経済的 な理由によ り進学後修 学が困難な ものに対し て貸し付け る資金

保育 士等ける保育士 修学及び幼稚園 資金 教諭の確保

及び質の向 上に資する ため、県内 の高等学校 を卒業し、 鳥取短期大 学において 保育士又は 幼稚園教諭 の資格に必 要な教育を 受ける者 で、経済的 理由により 修学が困難

なものに対

県内にお 1 鳥取短期大学を卒業し た日の属する年度の翌年 の全 度の初日から起算して1部 年(災害、疾病その他や むを得ない理由により知 事が必要と認めたとき は、知事がその都度定め る期間) 以内に保育士の 登録を受け、又は幼稚園 教諭の免許を取得し、か つ、当該登録を受け、又 は当該免許を取得した日 (保育士の登録を受け、 かつ、幼稚園教諭の免許 を取得した場合は、当該 登録を受けた日と当該免 許を取得した日のいずれ か早い日)の属する月の 翌月の初日から起算して

6年(災害、疾病その他

債務

して貸し付 やむを得ない理由により ける資金 知事が必要と認めたとき は、知事がその都度定め る期間)を経過するまで の間に通算して3年以 上、県内の次に掲げる施 設において保育士若しく は幼稚園教諭の業務に従 事し、又は県内の市町村 においてこれらの施設に 関する業務に従事したと ア 児童福祉法 (昭和22 年法律第164号)第37 条に規定する乳児院 イ 児童福祉法第39条に 規定する保育所 ウ 児童福祉法第41条に 規定する児童養護施設 エ 児童福祉法第42条に 規定する障害児入所施 オ 児童福祉法第43条に 規定する児童発達支援 センター カ 児童福祉法第43条の 2に規定する情緒障害 児短期治療施設 キ 学校教育法第1条に 規定する幼稚園 ク 鳥取県認定こども園 に関する条例(平成18 年鳥取県条例第76号) 第2条第1項第4号に 規定する届出保育施設 等型認定こども園 ケアからクまでに掲げ るもののほか、知事が 認める施設 2 前号に規定する業務に 従事する期間中に、業務

> 上の事由により死亡し、 又は業務に起因して精神 若しくは身体に著しい障 害を受けたためその業務

11	I	に従事することができな	ı I	11 1		1	1.1
		くなったとき。					
		3 前号に該当する場合を	唐 敦				
		3 削りに該当りる場合を 除き、死亡し、又は精神					
		おしくは身体に著しい障					
		右しては牙体に者しい障 害を受けたため第1号に					
		規定する業務に従事する	一门				
		ことができなくなったと					
m/z		き。		m/z			
略	111/2	1	m/z	略	m/z	1 毛苯酚吕美比坎凯 (毛	m/z
看護	略	1 看護職員養成施設(看	略	看護	略	1 看護職員養成施設(看	略
職員		護職員養成施設を卒業		職員		護職員養成施設を卒業	
修学		し、1年(災害、疾病そ		修学		し、1年(災害、疾病そ	
資金		の他やむを得ない理由に		資金		の他やむを得ない理由に	
		より知事が必要と認めた				より知事が必要と認めた	
		ときは、知事がその都度				ときは、知事がその都度	
		定める期間。以下この号				定める期間。以下この号	
		及び次号において同				及び次号において同	
		じ。)以内に他の看護職				じ。)以内に他の看護職	
		員養成施設に入学した場				員養成施設に入学した場	
		合は、当該他の看護職員				合は、当該他の看護職員	
		養成施設)を卒業した日				養成施設)を卒業した日	
		から1年以内に当該看護				から1年以内に当該看護	
		職員養成施設の卒業の資				職員養成施設の卒業の資	
		格に係る免許を取得し、				格に係る免許を取得し、	
		かつ、当該免許取得後直				かつ、当該免許取得後直	
		ちに県内の次に掲げる施				ちに県内の次に掲げる施	
		設において看護職員の業				設において看護職員の業	
		務(トに掲げる施設にあ				務(トに掲げる施設にあ	
		っては、保健師の業務に				っては、保健師の業務に	
		限る。)又は看護教員				限る。)又は看護教員	
		(看護職員養成施設にお				(看護職員養成施設にお	
		いて看護学分野の科目を				いて看護学分野の科目を	
		担当し、専ら学生又は生				担当し、専ら学生又は生	
		徒の指導又は教育に従事				徒の指導又は教育に従事	
		する者をいう。以下同				する者をいう。以下同	
		じ。)の業務に従事し、				じ。)の業務に従事し、	
		引き続き5年間その業務				引き続き5年間その業務	
		に従事したとき。				に従事したとき。	
		イ~ニ 略				イ~ニ 略	
		ホ 児童福祉法第42条第				ホ 児童福祉法 (昭和22	
		2号に掲げる医療型障				<u>年法律第164号)</u> 第42	
		害児入所施設(へに掲				条第2号に掲げる医療	
		げるものを除く。以下				型障害児入所施設(へ	
		「医療型障害児入所施				に掲げるものを除く。	

設」という。) 以下「医療型障害児入 所施設」という。) ヘ~ヌ 略 へ~ヌ 略 略 略 略 略 略 略 医師 県内にお 1 大学を卒業した日の属 債務 医師 県内にお 1 大学を卒業した日の属 債務 する年度の翌年度の初日 の全 養成ける医師の 養成ける医師の する年度の翌年度の初日 の全 確保確保を図る から起算して2年(災部 確保確保を図る から起算して2年(災部 奨学 ため、大学 害、疾病その他やむを得 奨学 ため、大学 害、疾病その他やむを得 (学校法人 ない理由により知事が必 (学校教育 ない理由により知事が必 金 金 要と認めたときは、知事 法第1条に 要と認めたときは、知事 自治医科大 規定する大 学を除く。 がその都度定める期間) がその都度定める期間) 以下この項 以内に医師免許を取得 学をいい、 以内に医師免許を取得し において同 し、医師免許取得後直ち た後、直ちに医師法(昭 学校法人自 じ。) にお に医師法(昭和23年法律 治医科大学 和23年法律第201号)第 いて医学を を除く。以 16条の2第1項に規定す 第201号) 第16条の2第 専攻する者 1項に規定する臨床研修 下この項に る臨床研修(以下単に で、将来県 (以下単に「臨床研修」 おいて同 「臨床研修」という。) じ。) にお を受け、当該研修を修了 内の知事が という。)を受け、当該 臨床研修を修了した日か いて医学を した日から起算して医師 指定する病 院(知事が ら猶予期間が経過するま 専攻する者 養成確保奨学金(以下こ の項において「奨学金」 で、将来県 特に指定す <u>でに</u>、指定病院等におい という。) の貸与を受け る病院にあ て常勤医師(当該指定病 内の知事が っては、知 指定する病 た期間の1.5倍に相当す 院等において定める医師 事が指定す の勤務時間の全てを勤務 る期間 (鳥取大学におい 院又は県内 る診療科 し、かつ、1週間当たり の普通地方 て医学を履修する課程に (以下「特 32時間以上勤務する医師 公共団体が 地域枠推薦入学により入 をいう。以下同じ。)と 定診療科」 設立する診 学した者(以下この項に <u>とい</u>う。) しての業務に免除条件期 おいて「地域枠入学者」 療所(以下 間以上従事したとき。 「指定病院 という。) 以外の者にあ に限る。) 等」とい っては、奨学金の貸与を 又は県内の 地方公共団 う。) にお 受けた期間の1.5倍に相 いて医師の 当する期間に3年を加え 体が設置す た期間(当該期間が9年 る診療所 業務に従事 (以下「指 しようとす を超える場合にあって 定病院等」 るものに対 は、9年) とし、災害、 という。) して貸し付 疾病その他やむを得ない において医 ける資金 理由により知事が必要と 師の業務に 認めたときは、知事がそ 従事しよう の都度定める期間とす る。) 内に、指定病院等 とするもの に対して貸 において常勤医師(当該 し付ける資 指定病院等において定め る医師の勤務時間の全て 金

					を勤務し、かつ、1週間 当たり32時間以上勤務する医師をいう。以下同じ。)としての業務に <u>奨</u> 学金の貸与を受けた期間に相当する期間(地域枠入学者以外の者にあっては、奨学金の貸与を受けた期間の1.5倍に相当す
	略				る期間(当該期間が6年を超える場合にあっては、6年))以上通算して従事したとき。 略 略
略			略		
臨時 県内にお	略		塩時は (2)		略
特例 ける医師の 医師 確保を図る				ける医師の確保を図る	
確保ため、鳥取				確保を図る ため、鳥取	
対策大学、国立				大学、国立	
対				大学法人岡	
金山大学(以		Ш,		山大学(以	
下「岡山大		7	114	下「岡山大	
学」とい				学」とい	
う。) 又は				う。) 又は	
国立大学法				国立大学法	
人山口大学				人山口大学	
(以下「山				(以下「山	
口大学」と				口大学」と	
いう。)に				いう。)に	
おいて医学				おいて医学	
を専攻する				を専攻する	
者(地域の				者(地域の	
医師確保に				医師確保に	
早急に対応				早急に対応	
するために				するために	
臨時特例的				臨時特例的	
に認められ				に認められ	
る入学枠に				る入学枠に	
より入学し				より入学し	
た者に限				た者に限	
る。) で、				る。) で、	
将来指定病				将来指定病	
院等におい				院等におい	

|て医師の業|3 前号に該当する場合を|債務||| 務に従事し 除き、死亡し、又は精神の全 若しくは身体に著しい障部又 ようとする ものに対し 害を受けたため医師の業 は一 て貸し付け 務に従事することができ 部 る資金 なくなったとき。 臨床 県内にお 1 臨床研修を修了した日 債務 の属する月の翌月の初日の全 研修ける特定診 医研療科の医師 (災害、疾病その他やむ 部 修資の確保を図 を得ない理由により知事 金貸るため、県 が必要と認めたときは、 付金 内で臨床研 知事がその都度定める 修を受ける 日) までに指定病院等の 医師で、当 特定診療科において常勤 該臨床研修 医師としての業務を開始 修了後指定 し、引き続き3年間(災 病院等の特害、疾病その他やむを得 ない理由により知事が必 定診療科に おいて医師 要と認めたときは、知事 の業務に従 がその都度定める期間) 事しようと その業務に従事したと するものに き。 対して貸し 2 前号に規定する業務に 付ける資金 従事する期間中に、業務 上の事由により死亡し、 又は業務に起因して精神 若しくは身体に著しい障 害を受けたためその業務 に従事することができな くなったとき。 3 前号に該当する場合を債務 除き、死亡し、又は精神の全 若しくは身体に著しい障部又 害を受けたため医師の業 は-務に従事することができ 部 なくなったとき。 略

|て医師の業|3 前号に該当する場合を|債務|

務に従事し 除き、死亡し、又は精神の全

ようとする 若しくは身体に著しい障 部又

ものに対し 害を受けたため医師の業 は-

て貸し付け 務に従事することができ 部

なくなったとき。

る資金

略 備考

1 略

備考

- 1 略
- 2 医師養成確保奨学金の項免除の条件の欄第1 号に規定する猶予期間とは、次に掲げる期間を いう。
 - (1) 鳥取大学に地域枠推薦入学により入学し た者(以下この項及び次項において「地域枠 入学者」という。) にあっては、医師養成確

保奨学金(以下この項及び次項において「奨学金」という。)の貸与を受けた期間の1.5 倍に相当する期間

- (2) 地域枠入学者以外の者にあっては、奨学金の貸与を受けた期間の1.5倍に相当する期間に3年を加えた期間(その期間が9年を超える場合は、9年)
- (3) 知事が特に指定する病院の特定診療科以 外の診療科において常勤医師としての業務に 従事する者にあっては、前2号に規定する期 間に当該業務に従事する期間(3年を上限と する。)を加えた期間
- (4) 災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めた者にあっては、知事がその都度定める期間
- 3 医師養成確保奨学金の項免除の条件の欄第1 号に規定する免除条件期間とは、次に掲げる期間をいう。ただし、知事が特に指定する病院の特定診療科において業務に従事する期間については、3年を上限とする。
 - (1) 地域枠入学者にあっては、奨学金の貸与 を受けた期間に相当する期間
 - (2) 地域枠入学者以外の者にあっては、奨学 金の貸与を受けた期間の1.5倍に相当する期 間(その期間が6年を超えるときは、6年)

<u>4</u> 略

<u>2</u> 略

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の債務の免除から適用する。